

2. 定款付属書、役員選挙規程

姉川沿岸土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第 1条 次に掲げる者は、役員_の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 年齢25年未満の者
- (4) 成年被後見人及び被保佐人
- (5) 破産者で復権のできないもの
- (6) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

(役員_の選挙)

第 2条 役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

- 2 前項の規程による役員_の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員_の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被 選 挙 区 域	定 数	
		理事数	監事数
第1被選挙区	米原市伊吹	2人	1人
	米原市間田・天満・小田・池下 本市場・市場・朝日・野一色 夫馬・烏脇・村居田・坂口・井之口 春照	7人	1人
第2被選挙区	長浜市東上坂・西上坂・千草・相撲庭・ 今荘・佐野・野村 各町	5人	2人

- 3 被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、次の土地の所在地による。

- (1) 土地改良法施行令第4条4項後段の規定による指定に係る土地があるときは、当該土地

- (2) 前号に掲げるとき以外のときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）

(選挙の時期)

第 3条 役員任期満了による総選挙は、その任期満了の前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知及び告示)

第 4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ、公告するものとする。

- 2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数(被選挙区ごとのそれぞれの数。以下同じ。)及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数を記載するものとする。

(選挙の管理等)

第 5条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

- 2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第 6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第 7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第 8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聞いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 第5条第2項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第 9条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第10条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の

決議により、本人の承諾を得て総代の中から各3人を指名するものとする。

- 2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。
- 3 役員候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(選挙の制限)

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。
- 3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数は、1人とする。
- 4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第14条 次の各号に掲げる投票は、無効とする

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない
- (3) 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 第16条の規程により理事又は監事の候補者となることができない者(前号に規定する者を除く。)の氏名を記載したもの
- (5) 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- (6) 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの
- (7) 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (8) 被選挙区につき2人以上の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- (9) 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補の届出)

第15条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員候補者を推せんすることができない。

- 2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の3日前までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない

らない。

- 3 役員候補者を推薦するには組合員2人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、役員候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推せんを別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 役員候補者が立候補を辞退し、又は推せん候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推せんをした者若しくは推せんされた者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告があった日以後において前項の届出があったとき、又は役員候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

- 第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員候補者に推せんされることができない。
- 2 理事候補者となった者は、同時に監事候補者になることができず、監事候補者となった者は、同時に理事候補者になることができない。
 - 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員候補者となることができない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

- 第17条 役員候補者が前条第3項の規程により役員候補者となることができない者となったときは、役員候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

- 第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。
- 2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

- 第19条 理事若しくは監事候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数をこえないとき、又はこえなくなったときは、投票を行なわない。
- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員候補者をもって当

選人と定めなければならない。

- 3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び役員の内任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項(前条第2項において準用する場合を含む)の期間満了の日の翌日当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の内任満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第29条の2の規定による改選、法第29条の3の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の内任満了前であるときは、その内任満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消があったときは、理事長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合(前条の規定により当選人を定めることができることを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第26条 選挙後1箇年以内に役員の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

- 2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則

この規程は 昭和 42 年 5 月 1 日より施行する。

昭和 50 年 4 月 1 日 一部改定

平成 24 年 2 月 15日 一部改定

平成 30 年 9月 4日 一部改定

推薦届出の様式

姉川沿岸土地改良区(理事・監事)選挙候補届(第 区被選挙区)					
候補者名		性 別		耕作反別	a
住 所	県	市	町	番地	
生年月日	昭和・平成	年	月	日	職業
選 挙	年	月	日	執行姉川沿岸土地改良区	選挙
添付書類	1. 候補者の受諾書 2. 選挙人名簿登録証明書				
上記の通り推薦届を提出します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 推薦者 住所 氏名 印 住所 氏名 印 </div>					
姉川沿岸土地改良区選挙管理者 氏名 　　あて					

姉川沿岸土地改良区(理事・監事)選挙辞退届(第 区被選挙区)					
候補者名		性 別		耕作反別	a
住 所	県	市	町	番地	
生年月日	昭和・平成	年	月	日	職業
選 挙	年	月	日	執行姉川沿岸土地改良区	選挙
添付書類	1. 候補者の受諾書 2. 選挙人名簿登録証明書				
上記の通り辞退届を提出します。					
年 月 日					
推薦者					
住所					
氏名					
印					
住所					
氏名					
印					
姉川沿岸土地改良区選挙管理者 氏名					
あて					

本人の届出者の場合

姉川沿岸土地改良区(理事・監事)選挙候補届(第 区被選挙区)				
候補者名		性 別		耕作反別 a
住 所	県	市	町	番地
生年月日	昭和・平成	年	月	日 職業
選 挙	年	月	日	執行 (理事・監事) 選挙
添付書類	1. 候補者の受諾書 2. 選挙人名簿登録証明書			
<p>上記の通り立候補の届出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>姉川沿岸土地改良区選挙管理者 氏名</p> <p style="text-align: right;">あて</p>				

姉川沿岸土地改良区(理事・監事)選挙辞退届(第 区被選挙区)					
候補者名		性 別		耕作反別	a
住 所	県 市 町 番地				
生年月日	昭和・平成	年	月	日	職業
選 挙	年 月 日 執行 (理事・監事) 選挙				
添付書類	1. 候補者の受諾書 2. 選挙人名簿登録証明書				
<p>上記の通り立候補の辞退届を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p>姉川沿岸土地改良区選挙管理者 氏名 あて</p>					

選挙人名簿登録証明書様式

選 挙 人 名 簿 登 録 証 明 書

滋賀県 市 町 番地
氏名

上記の者は第 選挙区において 年 月 日現在における
選挙人名簿に登録されていることを証明する。

年 月 日

滋賀県米原市伊吹 596-1 番地
姉川沿岸土地改良区
選挙管理者 氏名 印

推薦届出の承諾書様式

候補者推薦届出承諾書（第 区被選挙区）

年 月 日 執行姉川沿岸土地改良区（理事・監事）

選挙における候補者となることを承諾します。

年 月 日

住 所 滋賀県 市 町 番地
氏 名 印

推薦届出書

氏 名 様

氏 名 様